○ 公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、条例で、「浸水被害対策区域」を指定できる制度(改正下水道法第25条の2)。

浸水被害対策区域の効果

局地的な大雨(ゲリラ豪雨)の頻発により、 早期に浸水安全度を向上させるニーズ

公共下水道管理者が、道路や公園等の公共用地 の下に雨水貯留管等を整備しようとしても、 公共用地等の地下にスペースがない

> 民間の再開発等にあわせて、 「浸水被害対策区域」を指定

官民が連携して浸水対策を実施、早期に地域の浸水安全度を向上

官民連携による浸水対策のイメージ

